年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係 3件

旭川厚生年金 事案 1009

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月16日から34年6月1日まで株式会社A(現在は、B株式会社)を結婚準備のため、退職したが、当時、脱退手当金の制度については知らなかったし、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている女性のうち、申立人の当該被保険者資格喪失日である昭和 34 年 6 月 1 日の前後 1 年以内に資格喪失した受給要件を満たしている 29 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、26 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 24 人が約 6 か月以内に支給されている上、当時の同僚 3 人(申立人が名前を挙げた一人を含む。)は、会社が脱退手当金の請求手続をしてくれたと供述しているほか、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給できなかったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年7月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 1010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月20日頃から45年3月20日まで 昭和44年3月20日頃から45年6月25日まで、株式会社Aで販売員として勤務した。

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、入社当初の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期に入社したとする同僚を含む複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間に株式会社Aで販売員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主は、「申立期間は、40年以上前のことであり、資料を保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務 実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立期間及びその前後の期間に被保険者資格の取得が確認できる同僚24人(申立人が名前を挙げた同僚8人を含む。)に照会したところ、15人から回答を得られたが、このうち9人が、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得しておらず、入社の3か月後から20か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、複数の同僚が、「株式会社Aでは、試用期間があり、この間は、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と回答している。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所に係る被保

険者資格の取得日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日であることが 確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 1011

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年9月1日から56年5月1日まで

② 昭和57年2月1日から61年12月9日まで

申立期間は、株式会社A及び同社の関連事業所で管理職として勤務した期間で、当時の月額給与は、20万円だった。

年金記録を確認したところ、標準報酬月額が、当時の月額給与よりも低額となっている。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②において、株式会社Aに勤務し、同社並びに同社の関連事業所であるB及びC等の管理業務に従事しており、給与は、月額20万円であったにもかかわらず、年金記録では、標準報酬月額が、7万2,000円から14万2,000円と低額の記録となっていると主張し、記録の訂正を申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成21年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主に照会したものの回答を得られないことから、申立人の標準報酬月額の算出状況について、関連資料及び供述を得ることができない。

また、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①及び②に厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚の標準報酬月額を見ても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された痕跡は認められない。

さらに、申立期間当時、当該事業所の取締役で、当時、経理事務を担当していたとする者は、「申立人は、当時、株式会社Aの業務のほかに、B及びC

等の管理業務も担当していた。このため、申立人の給与は、株式会社A、B及びCの3事業所で按分して支給し、申立人には、その主張どおり、月額20万円ほどの給与を支給していた。しかし、申立人の標準報酬月額については、社会保険事務所(当時)に対し、給与の総支給額で届け出ておらず、株式会社Aで支給していた給与額のみを届けていたため、申立人の標準報酬月額は、給与の総支給額よりも低額となっている。また、申立人の厚生年金保険料控除額についても、総支給額の20万円に相当する保険料を控除しておらず、社会保険事務所に届けた標準報酬月額に相当する保険料を控除していた。当時、申立人は、これらの事情について、承知していなかったと思う。」と回答している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。